

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料(滋賀県使用料および手数料条例 別表第69抜粋)

(1)省エネ適合性判定 非住宅部分

種別・規模		モデル建物法の評価以外の評価		モデル建物法の評価	
		工場等の用途以外の用途	工場等の用途	工場等の用途以外の用途	工場等の用途
	≦ A < 300	242,000	26,000	94,000	22,000
	300 ≦ A < 1,000	300,000	34,000	118,000	29,000
	1,000 ≦ A < 2,000	383,000	46,000	153,000	41,000
	2,000 ≦ A < 5,000	541,000	105,000	244,000	98,000
	5,000 ≦ A < 10,000	663,000	154,000	316,000	147,000
	10,000 ≦ A < 25,000	781,000	190,000	378,000	182,000
	25,000 ≦ A < 50,000	889,000	234,000	443,000	224,000
	50,000 ≦ A <	1,105,000	323,000	572,000	311,000

(1)省エネ適合性判定 住宅部分

種別・規模		仕様基準と併用基準以外(気候風土適応住宅で一次エネルギー消費性能基準を性能基準で評価する場合を含む)		仕様基準		性能基準と仕様基準の併用		複合建築物
		評価書面なし	評価書面あり(複合建築物のみ)	評価書面なし	評価書面あり(複合建築物のみ)	評価書面なし	評価書面あり(複合建築物のみ)	
(A:床面積の合計㎡)	(一戸建ての住宅)							
	Ⅲ A < 200	44,000	6,600	23,000	6,600	34,000	6,600	
	200 Ⅲ A <	48,000		24,000		36,000		
(A:床面積の合計㎡)	(共同住宅または長屋住宅)							住宅の用途以外の用途に供する部分について非住宅部分の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分の区分に応じて定める金額を加算した金額
	Ⅲ A < 300	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000	11,000	
	300 Ⅲ A < 2,000	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000	22,000	
	2,000 Ⅲ A < 5,000	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000	47,000	
	5,000 Ⅲ A < 10,000	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000	83,000	
	10,000 Ⅲ A < 25,000	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000	132,000	
	25,000 Ⅲ A < 50,000	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000	198,000	
	50,000 Ⅲ A <	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000	299,000	

(2)性能向上計画認定 非住宅部分

種別・規模		モデル建物法の評価以外の評価		モデル建物法の評価	
		評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
	≦ A < 300	242,000	12,000	94,000	12,000
	300 ≦ A < 1,000	300,000	19,000	118,000	19,000
	1,000 ≦ A < 2,000	383,000	30,000	153,000	30,000
	2,000 ≦ A < 5,000	541,000	83,000	244,000	83,000
	5,000 ≦ A < 10,000	663,000	130,000	316,000	130,000
	10,000 ≦ A < 25,000	781,000	164,000	378,000	164,000
	25,000 ≦ A < 50,000	889,000	204,000	443,000	204,000
	50,000 ≦ A <	1,105,000	284,000	572,000	284,000

(2)性能向上計画認定 住宅部分

種別・規模		誘導性能基準		誘導仕様基準		誘導性能基準と誘導仕様基準の併用		複合建築物
		評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	
(A:床面積の合計㎡)	(一戸建ての住宅)							
	Ⅲ A < 200	44,000	6,600	23,000	6,600	34,000	6,600	
	200 Ⅲ A <	48,000		24,000		36,000		
(A:床面積の合計㎡)	(共同住宅または長屋住宅)							住宅の用途以外の用途に供する部分について非住宅部分の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分の区分に応じて定める金額を加算した金額
	Ⅲ A < 300	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000	11,000	
	300 Ⅲ A < 2,000	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000	22,000	
	2,000 Ⅲ A < 5,000	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000	47,000	
	5,000 Ⅲ A < 10,000	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000	83,000	
	10,000 Ⅲ A < 25,000	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000	132,000	
	25,000 Ⅲ A < 50,000	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000	198,000	
	50,000 Ⅲ A <	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000	299,000	

※1:この表において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類する建築物をいう。

※2:建築物の新築、増築または改築をする場合(※3に掲げる場合を除く。)は、当該建築物の床面積で、増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積とする。

※3:建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の新築、増築または改築をする場合は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

※4:建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がない場合において算定する場合を含む。)および、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下、この表において「省令」という。)第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請において、(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

※5:建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がない場合において算定する場合を含む。)において、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合の審査手数料は、4,800円とする。

※6:省令第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請において、(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。